

国、地方公共団体とボランティア団体等の連絡・調整のメンバー、手順について

	緊急災害対策本部（非常災害対策本部）が設置される場合の 被災者支援・広域連携に係るボランティア活動支援団体等との連絡・調整	都道府県の災害対策本部が設置される場合の 被災者支援に係るに係るボランティア団体との連絡・調整 （※市町村域の情報共有については、都道府県域の手順に準ずる）
連絡・調整を行うメンバー	1. ボランティア活動支援団体（ボランティア活動に関わる環境整備、資金支援、ネットワークづくりなどの活動支援を行う民間団体） 2. 社会福祉協議会、日本赤十字社、青年会議所などの全国域のネットワークを有する公益的な団体 3. 全国域のネットワークを有する専門性の高い民間団体 4. 社会貢献、公益的な支援活動に関わる企業 等 5. 国（内閣府防災担当ほか被災者支援に係る省庁）の職員 6. その他、参加団体間で協議して、参加が必要と認められた団体	1. ボランティア活動支援団体（ボランティア活動に関わる資金、活動基盤、ネットワークなどの活動支援を行う民間団体。都道府県域の NPO 支援センターなども含まれる） 2. 社会福祉協議会、日本赤十字社、青年会議所などの都道府県域のネットワークを有する公益的な団体 3. 都道府県域のネットワークを有する専門性の高い民間団体 4. 都道府県域で、被災地支援に取り組む市民活動団体 5. 都道府県域で、社会貢献、公益的な支援活動に関わる企業 6. 行政（被災者支援に係る部局）の職員 7. その他、参加団体間で協議して、必要と認められた団体（内閣府防災担当が推薦する団体を含む）
連絡・調整の手順	1. 災害の発生、ボランティアによる被災者支援のニーズの発生 2. 内閣府防災担当（普及・啓発担当）は、ボランティア活動支援団体等の調整窓口（以下、調整窓口）と連絡を取り、被災地の被害状況や被災者支援、ボランティア団体の広域連携の方策に関して定期的に情報共有を行う。 3. 調整窓口は、内閣府防災担当（普及・啓発担当）との情報共有で得られた情報を関係団体と共有する。共有する情報の取扱は、内閣府防災担当（普及・啓発担当）とボランティア活動支援団体等の調整窓口が協議する 4. 内閣府防災担当（普及・啓発担当）は、調整窓口との情報共有で得られた情報を、総務省消防庁、厚生労働省などボランティア活動支援団体等と関係する省庁と共有する 5. 内閣府防災担当（普及・啓発担当）は、必要があれば、現地災害対策本部や都道府県災害対策本部等に、調整窓口と議論した事項のうち相手先で把握・対応が必要なものを連絡し、検討や対応を求める 6. 内閣府防災担当（普及・啓発担当）は、緊急災害対策本部会議（または非常災害対策本部会議）で得られた情報やボランティア活動支援団体等から報告に対する検討や対応の状況を、調整窓口と共有する。現地災害対策本部や都道府県災害対策本部等に連絡した場合も同様とする。	1. 災害発生、ボランティアによる被災者支援のニーズの発生 2. 県は、ボランティア団体の連絡・調整を行う担当者（以下、県の調整担当者）を決定する（あらかじめ決めておいた職員が対応できない場合は、すみやかに別の職員を担当者とする）。決定後は、調整担当者を現地災害対策本部、内閣府防災担当（普及・啓発担当）などに報告する 3. 県の調整担当者は、ボランティア団体の調整窓口（以下、団体調整窓口）と連絡を取り、被災地の被害状況や被災者支援、ボランティア団体の広域連携の方策に関して定期的に情報共有を行う。 4. 団体調整窓口は、県の調整担当者との情報共有で得られた情報を関係団体と共有する。共有する情報の取扱は、県調整担当者と調整窓口間で協議する 5. 県の調整担当者は、団体調整窓口との情報共有で得られた情報を、ボランティア活動と関係する部局と共有する 6. 県の調整担当者は、必要があれば、現地災害対策本部や県災害対策本部等に、調整窓口と議論した事項のうち相手先で把握・対応が必要なものを連絡し、検討や対応を求める 7. 県の調整担当者は、県災害対策本部会議で得られた情報やボランティア団体から報告に対する検討や対応の状況を、団体調整窓口と共有する。現地災害対策本部や市町村災害対策本部等に連絡した場合も同様とする。 ※災害対策本部会議にボランティア関係者が出席する取り決めがある場合 ボランティア活動支援団体を代表でき、かつ出席できるもの者が、あらかじめボランティア団体と被災地や支援の状況などの情報を共有した上で、災害対策本部会議に参加する。災害対策本部会議で話し合われた事項をボランティア団体に報告する。

	緊急災害対策本部（非常災害対策本部）が設置される場合の 被災者支援・広域連携に係るボランティア団体等との連絡・調整	都道府県の災害対策本部が設置される場合の 被災者支援に係るに係るボランティア団体等との連絡・調整 （※市町村域の情報共有については、都道府県域の手順に準ずる）
連絡調整会議 の設置が必要 となった場合 の手順	1. 内閣府防災担当（普及・啓発担当）は、ボランティア活動支援団体等との連携調整会議を設ける必要があると判断した場合、総務省消防庁、厚生労働省などボランティア活動に関係する省庁に説明し、設置について調整する 2. 内閣府防災担当（普及・啓発担当）は、ボランティア活動支援団体等との連絡調整会議を開催する。その具体的な準備として、 ① 内閣府防災担当（普及・啓発担当）とボランティア活動支援団体等の調整窓口が協議し、議題、メンバーとする団体を決定する ② 内閣府防災担当（普及・啓発担当）が会場を確保する（中央合同庁舎第8号館内の会議室を想定） ③ 内閣府防災担当（普及・啓発担当）が、ボランティア活動に関係する省庁に参加を呼びかける ④ 調整窓口が、メンバーとなる各団体に参加を呼びかける ⑤ 内閣府防災担当（普及・啓発担当）は、連絡調整会議の議論した事項のうち政府全体で把握・対応が必要なものを、緊急災害対策本部会議（または非常災害対策本部会議）またはその下の府省調整の場で報告し、検討や対応を求める 3. 内閣府防災担当（普及・啓発担当）は、必要があれば、現地災害対策本部や都道府県災害対策本部等に、連絡調整会議の議論した事項のうち相手先で把握・対応が必要なものを連絡し、検討や対応を求める 4. 内閣府防災担当（普及・啓発担当）は、緊急災害対策本部会議（または非常災害対策本部会議）で得られた情報や、連携調整会議からの報告に対する議論の状況を、連携調整会議で説明する。現地災害対策本部や都道府県災害対策本部等に連絡した場合も同様とする。	1. 県の調整担当者は、ボランティアとの連携調整会議を設ける必要があると判断した場合、県内のボランティア活動に関係する部局に説明し、設置について調整する 2. 県の調整担当者は、連絡調整会議を開催する。その具体的準備として ① 県の調整担当者と団体調整窓口が協議し、議題や対象団体を決定する ② 県の調整担当者が、会場を確保する ③ 県の調整担当者が、ボランティア活動に関係する部局に参加を呼びかける ④ 団体調整窓口が、メンバーとなる各団体に参加を呼びかける ⑤ 県の調整担当者は、連絡調整会議で議論した事項のうち、県全体で把握・対応が必要なものを、災害対策本部またはその下の県の各部局の調整の場で報告し、検討や対応を求める。 3. 県の調整担当者は、必要があれば、現地災害対策本部や市町村災害対策本部等に、連絡調整会議の議論した事項のうち相手先で把握・対応が必要なものを連絡し、検討や対応を求める。 4. 県の調整担当者は、都道府県災害対策本部で得られた情報や、連携調整会議からの報告に対する議論の状況を、連携調整会議で説明する。現地災害対策本部や市町村災害対策本部等に連絡した場合も同様とする。
		※災害対策本部会議にボランティア関係者が出席する取り決めがある場合 ボランティア活動支援団体を代表でき、かつ出席できるものの者が、あらかじめボランティア団体と被災地や支援の状況などの情報を共有した上で、災害対策本部会議に参加する。災害対策本部会議で話し合われた事項をボランティア団体に報告する。

3. 内閣府防災担当（普及・啓発担当）は、必要があれば、現地災害対策本部や都道府県災害対策本部等に、連絡調整会議の議論した事項のうち相手先で把握・対応が必要なものを連絡し、検討や対応を求める

4. 内閣府防災担当（普及・啓発担当）は、緊急災害対策本部会議（または非常災害対策本部会議）で得られた情報や、連携調整会議からの報告に対する議論の状況を、連携調整会議で説明する。現地災害対策本部や都道府県災害対策本部等に連絡した場合も同様とする。